

労働関係法令違反があった事業所を 新卒者などに紹介しないでください

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、ハローワークでは、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けないことにしました。

また、職業紹介事業者においても、ハローワークに準じた取扱いを行うことが望ましいことが指針（※1）によって定められました。

職業紹介事業者の皆さまには、次のような取組をお願いします。

- ① 職業安定法第32条の12第1項等の規定に基づき、取扱職種の範囲等について以下の例を参考に、管轄の都道府県労働局（※2）に届出を行ってください。
- ② 学校卒業見込者等の求人を受け付ける際には、裏面のチェックシートを活用し、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者（求を出したい事業主）に該当するか否かを確認してください。該当する場合は、その求人を受け付けないよう、ご対応をお願いします。

【届出を行う求人者の例】

取扱職種の範囲等：以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

- 若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

届出様式については、都道府県労働局（※3）にお問い合わせください。

- （※1）青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）

学校卒業見込者等の適職選択の観点から、職業紹介事業者においても、若者雇用促進法第11条に規定する公共職業安定所における求人の不受理に準じた取組を進めるため、職業安定法第5条の5の規定の趣旨及び求職者の職業機会の確保に留意しつつ、若者雇用促進法第11条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、職業安定法第32条の12第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む)又は同法第33条の2第5項に規定する職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行うことが望ましいこと。

- （※2）職業安定法第33条の2の規定に基づき、無料職業紹介事業を行う学校等の皆さまは、ハローワークに届出を行ってください。
- （※3）職業安定法第33条の2の規定に基づき、無料職業紹介事業を行う学校等の皆さまは、ハローワークにお問い合わせください。



自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ (印)

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

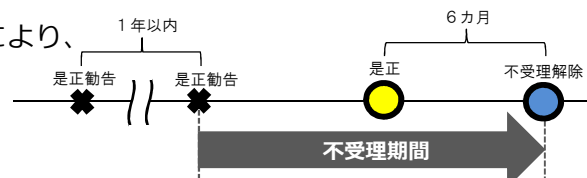
チェックシート

- ☐ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL280127派若01）により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

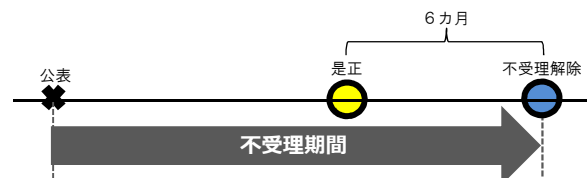
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



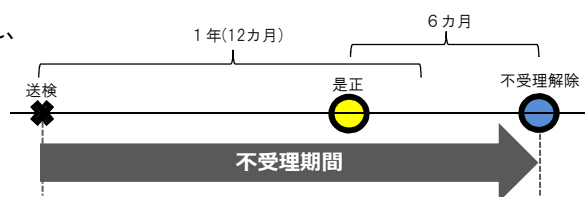
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。

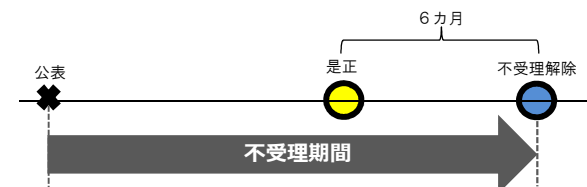


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。